

裁判員制度における冤罪防止の可能性

自白調書に関する裁判員の意識と任意性との衝突

福来 寛 カリフォルニア大学社会学教授

黒沢 香 東洋大学社会心理学教授

ふくらい・ひろし

1985年、カリフォルニア大学卒。社会学専攻。主な著作に、「アメリカ陪審に関する社会心理学リサーチと日本裁判員制度研究への可能性と方向性」心理学評論48巻3号(2005年)、「市民の司法参加への光と影——檢察審査会とアメリカ陪審を通じた市民司法参加の国際比較」本誌48号(2006年)などがある。

くろさわ・かおる

1986年、コロンビア大学卒。社会心理学専攻。主な著作に、「心理学は裁判になにを貢献できるか」『日本の刑事裁判——21世紀への展望』(現代人文社、1999年)所収、E・Wパトラーほか『マクマーチン裁判の深層——全米史上最長の子ども性的虐待事件裁判』(共訳、北大路書房、2004年)などがある。

自白調書偏重の刑事裁判は変えられるか

「おまえが犯人である、おまえが犯人である、とにかく正直に言え。……同じことを何回も言われているうちに精神的に限界がきたのです」と松本サリン事件で事情聴取された河野義行氏は自著の中で訴えた¹。真犯人が逮捕された滋賀県警の2005年の誤認逮捕事件では、「足を2、3度けられ、襟をつかまれて『お前がやった』と何度も言われた……トイレを我慢していたところ『しゃべったら行かせる』と言われ、我慢できなくなって、『やりました。すみません。』と、本来無実であるべき被疑者が自白している²。さらに、後に真犯人が逮捕された富山県警の誤認逮捕事件では、自白させられた男性が懲役3年の実刑判決を受け服役後、誤認逮捕であったと県警が2007年1月に発表し、県警幹部はその後男性の親族宅を訪れ謝罪した³。

日本では、犯罪捜査段階で逮捕・勾留した被疑者に対し、捜査官は被疑事実について追及し取り調べたうえで、その結果を自白調書に作る事が許されている。そして虚偽自白をした被告人が公判廷で自白の任意性を争い、拷問や脅迫、誘導の事実を強調するケースは多い。日本では起訴されたケースの99%以上が有罪となり、さらに被疑者の約92%が「自白」しており、自白調書が刑事事件で大きな比重を占めている⁴。同時に過去の冤罪・誤判事件を検証した研究

では警察官や検察官によって作成される自白調書と自白調書偏重の刑事裁判のあり方に冤罪を生み出す構造的な欠陥があることも指摘した。従来の職業裁判官の裁判では、任意性に疑いがある自白調書でも、証拠の許容性と証明力があるとして有罪認定の証拠にされるケースがほとんどだからである⁵。

2009年5月までに、重大な刑事事件において市民が裁判官と一緒に有罪無罪と量刑を決定する裁判員制度が始まる。審理される事件は3人の職業裁判官と6人の市民の裁判員の評議によって最終的判官がなされ、一般人の良識とチェック感覚が直接法廷に導入される画期的な制度として期待されている。しかし、もし被告人が公判廷において、直接的に拷問や脅迫、誘導等の事実を強調し自白は強要されたとする事件では、裁判員は有罪無罪の最終判断をいかに論理的に判定すべきなのであろうか。そして自白調書の任意性や信用性に問題がある裁判では、一般人の裁判員はどのような判断をするのだろうか。

このレポートでは、日本の檢察審査員経験者やアメリカの陪審裁判経験者等を対象に行った調査結果をもとに、自白調書の信用性や任意性に対する一般市民の考えや評決への影響について考えてみたい。そして、一般市民の司法参加が、従来の自白調書偏重の日本の刑事裁判をどのように変えるのか、裁判官との評議でどのような影響力を持つのか、そして持つべきなのかを日米の調査結果をもとに検証してみたい。

アメリカでの誤判・冤罪の研究

——陪審も見ぬけぬ自白強要と虚偽自白

最初に、アメリカ陪審裁判の誤判事件研究を踏まえて、自白強要・虚偽自白に関する冤罪の構造について考えてみたい。アメリカでの主な研究に、死刑相当の陪審裁判についての冤罪・誤判研究がある。ペドウとラデレットの2人の学者が、20世紀における死刑相当の陪審裁判の調査で、350件の誤判があり無実の23人が実際に処刑されたと報告している⁶。誤判の要因を、①警察の過誤、②検察の過誤、③証人の過誤、④その他手続段階で生じる被告人に不利な要因(たとえば、弁護人の無能力、誤導的状況証拠(misleading circumstantial evidence))に分類し、350件の誤判ケース中、重複するものも含め534件の誤判要因が確認され分類されている⁷。そして約4分の1が、警察(49件、15.3%)と検察(50件、9.3%)が誤判の直接原因とされている。自白の強要(coerced confession)および虚偽自白(false confession)は警察過誤と分類され、警察の過誤の過半数の49件(全体の誤判原因の9.0%)が自白強要と虚偽自白を誤判原因とした。警察と検察はさらに証人の証言にも影響力を及ぼし、多くの虚偽の証言をさせている(117件で、全体の21.9%)。さらに、ペドウらの研究発表後の1989年から2003年までに全米で誤判・冤罪が証明された340件に焦点を当てたグロスらの研究では、殺人罪と強姦罪で有罪とされた事件の20%が自白強要、7%が虚偽自白が原因で、目撃証人の過ちと証人偽証に続き3番目に重要な原因としている⁸。そしていわゆる「社会的弱者」として12歳から15歳までの被疑者69%と精神障害をもつ被疑者の69%が自白したと報告している⁹。他の主だった研究にはハフ等の205件の誤判事件の調査があり、自白強要および虚偽自白が18件で証人過誤等に続いて5つ目の重大な原因とし¹⁰、レオとオフシェの60件の虚偽自白事件に焦点を当てた研究では、約半数近くの43%が起訴48%が有罪に至ったと報告している¹¹。

米国連邦最高裁は、1966年のいわゆるミランダ判決で、身体拘束された被疑者の黙秘権・弁護士依頼権の手続を保障するため、これらの権利の告知等を欠いたまま得た自白は証拠とすることができないと判示した¹²。つまり、身体拘束された被疑者が権利を放

棄しない限り弁護人の立会いのない取調べはできず、弁護人の立会いなしで取り調べて作成した供述調書についても、その証拠能力は認められないのである。しかし、ミランダ原則が確立した後も、実際に重罪被疑者でミランダ原則の権利行使をするケースが非常に少なくなり、ミランダ原則は次第に形骸化されてきている¹³。さらに、ミランダ権利放棄後に自白が強要され、攻撃的な取調べで被疑者を精神的に追い詰め自白に追い込むケースは多く、後に取調べで何が起きたのか立証手段をもたない被告人は、不利な立場に追い込まれる。警察の過誤で起きた冤罪のうち過半数が自白強要と虚偽自白であると、ペドウとラデレットは警告している¹⁴。

ミランダ原則の形骸化を受け、取調べ過程の可視化への動きは1980年代から加速化しているが、同時に多くの課題も残している。たとえば、州によってはテープ録音に関して被疑者に告知することが義務づけられておらず、録音を知らずに供述する者も多く、自白率が下がっていないというレポートもある¹⁵。さらに、カメラは通常隠されており、録音についての告知もしないのがほとんどであり、逆に自白の証拠として提出される可能性が増えている。取調べ過程の可視化で先端をいくミネソタ州でも、自白率が低下したという事実はなく、逆に録音録画が自白証拠として提出され、捜査側が録音によって恩恵を被るケースが少なくない。自白の任意性を証明する作業として、調査官が先導的質問をしたか、自白に内面的矛盾はないか等信頼性や妥当性の検証が必要となる。全米を震撼させたマクマーチン児童性的虐待陪審裁判では、検察が性的虐待容疑で被疑者を取り調べたインタビュービデオを証拠として陪審裁判に提出したが、陪審は証拠テープの信用性を受け入れず無罪評決を出している¹⁶。この裁判では、被疑者ではなく被害者とされる児童の取調べ過程でのテープ録画が争点となったが、取調べ過程での録音録画導入は捜査当局へのチェック機能を持つと同時に、捏造証拠や虚偽自白の証拠として使われる可能性が払拭されていない。

録音録画導入には今でも多くの議論がなされており、カリフォルニア州ではシュワルツェネッカー知事が2006年9月30日に重罪被疑者への取調べでの録音録画導入法案を拒否権行使で廃案にした背景がある¹⁷。同時に、取調べ過程が録画されていても警察・

検察当局が証拠開示に応じないケースも少なくない。たとえば、シリコンバレーのあるサンタクララ郡サンノゼ市のマーキュリーニュース新聞は、過去のサンタクララ郡で上訴された700件の刑事事件を検証し、多くのケースで取調べ過程でのテープ録画が勝手に編集されたり、また弁護人に対して隠蔽されるケースが多いとしている。同郡の警察署では録音録画を20年以上前から導入しているにもかかわらず、1998年に起きた事件では、被疑者が警察取調べへの暴力容疑で逮捕され、編集された録音テープが証拠として提出されたが、陪審裁判の始まる3週間前に、弁護人は6カ月かかって編集以前のテープを入手し、実際には警察官が被疑者を虐待していた事実を把握した。陪審は無罪判決を出し、元被告人は郡政府から11万ドルの賠償金を受け取っている¹⁸。日本でも2006年7月から、検察庁は限られた事件での取調べで録音録画を試験的に開始し、2007年2月から検察官による取調べ状況の録音録画を全国8カ所の大きい地検にも試行を拡大した¹⁹。

日本では今回、一般人が司法参加する裁判員制度導入に伴い、従来の一級職裁判官だけの審理に対し、市民の意見や自由な感覚が大きく反映される機会が生まれた。このレポートでは、日米の司法参加経験者や学生の意識調査をもとに、自白調書の信用性や任意性に対する一般市民の考えや判決への意識や影響について考えてみたい。そして、一般市民の司法参加が従来の自白調書偏重の刑事裁判にどのような影響を与えるのか検証してみたい。さらに、公判廷で自白強要を主張する被告人の証言を踏まえて、評議で予想される裁判官への質問や、被告証言に関する一般市民の意識や反応について検証してみたい。

調査方法

1 日本とアメリカの司法参加経験者のサンプル

日本での調査は、2005年10月から12月に検察審査員経験者を対象に行った。一般人の司法参加制度として検察審査会制度はすでに60年近くの歴史があり、検察庁の不起訴決定の善し悪しを被害者等の申立てに基づいて審査をする制度である。検察審査会法は1948年に施行され、すでに約50万人が関与している。各検察審査会ごとに選挙人名簿から11人の一

般人が審査員として無作為に選ばれ、20歳以上の国民は誰でも審査員に選ばれる可能性があり、いわゆるプロの法律家は除外される。47都道府県にある、審査員経験者でつくる全国検察審査協会のうち11県の協力を得て調査を行った。アメリカの陪審員は、テキサス州の大都市、ダラスの上級裁判所に召集された陪審候補者にアンケート調査を2006年3月から4月に実施した。また、司法体験の影響を調べるため、司法参加経験を持たないアメリカと日本の学生にも調査に参加してもらった。

2 アンケート質問票

質問票は日本語と英語版の2つを用意した。2009年度に日本の裁判員制度が始まることを述べ、「裁判員制度について、あなた自身のお考えを聞かせてください。次の項目の(1)~(5)の中から一番近い答えを一つ選び、回答欄に(1)~(5)の番号で記入してください」と指示した。選択肢は(1)「はい」(賛成または同意)、(2)「どちらかといえば「はい」」、(3)「どちらともいえない」、(4)「どちらかといえば「いいえ」」、(5)「いいえ」(反対または不同意)、である。

今回の調査結果では、主に次の2つの質問をもとに検証した。①「被告の自白調書が提出されたにもかかわらず、被告人は強要されたとして無罪を主張する裁判が多い。こういう場合、自白調書が作成された過程と状況を詳しく知りたいと思う」、②「このようなケースでは、被告人が無罪を主張しているのは、嘘をついていると思う」。アメリカ人回答者には「このようなケースでは(被告人が無罪を主張しているのは)自白を強要されたからだと思う」という逆の設問を使った。これはパイロット調査過程で、日本人設問での「嘘」の意味が、被告人自身が「自分自身の行動を否定する虚偽の主張なのか」または「犯罪に関わったか否かに関係なく、外的な要因(自白強要)を理由とする、いわゆる責任転換を示唆する虚偽の主張なのか」の2つのニュアンスが指摘された。最終的に「していないのに、外部圧力により嘘の自白を強要された」というニュアンスを強調させ、「しているのに、嘘の主張をする」とする日本語設問の想定概念のニュアンスと相対的な質問とした。

最終的に229人の検察審査員経験者が回答した。地方の審査会では欠席者が多く審議が行われないこ

とがあるが、137人が実際に最終審理(審査)に参加したと答えた。さらにテキサス州ダラス上級裁判所から2,564人の陪審員候補者の回答が得られ、そのうち約40%(1,011人)が陪審員経験者であった。さらに日本の学生(607人)とアメリカの学生(623人、陪審員経験者は31人)から回答が得られた。

調査結果

1 日米司法参加経験者の意見の分析

最初の設問「被告人の自白調書が提出されたにもかかわらず、被告人は強要されたとして無罪を主張する裁判が多い。こういう場合、自白調書が作成された過程と状況を詳しく知りたいと思う」に対して検察審査員経験者の大過半数(73.5%)が同意し、どちらかといえば同意(24.2%)とあわせると、ほとんどが自白調書作成過程について詳しく知りたいとする結果が出た。検察審査会で評議参加しなかった人や日本人学生の90%以上も高い関心を示した。アメリカの陪審裁判経験者や非経験者も、自白調書と矛盾する被告人の証言があった場合、自白調書の作成過程への高い関心を示した。

自白調書と公判での被告人の言い分が違う場合、「被告人が無罪を主張しているのは、嘘をついている」とする質問には、検察審査員経験者の70%以上が、被告人が嘘をついてはいないと答えた(72.3%)。審査員未経験者も同様な結果が出た(72.7%)。意外だったのは、日本人学生の過半数が「どちらともいえない」と答えたことである(58.1%)。矛盾する自白調書に関する意見では、司法参加経験者の調書作成過程への強い関心と被告人の無罪主張が嘘ではないとする意見が大過半数を占めたが、司法参加経験のない若者の意見は、作成過程への興味は同様に強かったが、嘘の供述についてはわからないとする意見が過半数を占めた。

これに対し、米陪審員経験者の約半数が強要されていないと答えた(47.3%)。そして、どちらともいえないとする回答(28.5%)が自白は強要されたとする回答より多かった(24.3%)。どちらともいえないとする米陪審員経験者は多く、陪審裁判未経験者では33.5%、米陪審員経験者は29.0%、未経験者は36.8%であった。

取調べ調書作成過程に関する関心度と、被告人の無罪主張への意見との相関関係の分析では、調書作成過程に一番高い関心を示した検察審査員経験者の約4人に1人(24.2%)が被告人の公判廷での「無罪の主張」は嘘であると答え、過半数が嘘ではないとする結果が出た。さらに、調書作成過程にあまり興味を示さなかった検察審査員経験者は少なかったが、被告人が嘘をついていると答えた回答者は1人もいなかった(0.0%)。同じように、取調べ過程に強い関心を示した審理経験のない検察審査員でも無罪主張は嘘とみえず回答者は少数であり(37.5%)、日本人学生も同じような傾向を示した。自白調書作成過程に興味を抱かなかった回答者が非常に少ないため、被告人の証言に対する χ^2 (ガンマ関数)を使った分析数値には有意性が見られなかった(サンプル数が少ないと統計上の誤差が大きくなる)。ただ、すべての χ^2 数値が負(マイナス)であるので、自白調書作成過程に興味を示すほど、逆に被告人の無罪の主張は嘘ではないと見る傾向が観察された。

米国人対象に自白強要を示唆した質問の返答として、すべてのグループでポジティブな統計的有意性が見られた。これは、自白強要に賛同する姿勢を示すほど、自白調書作成過程に関心を寄せることがわかった。陪審員と陪審候補者には有意性が見られたが(p<.0001)、学生では見られなかった。ただ、学生の陪審員経験者の χ^2 数値は前者よりも高かったが、サンプル数(31人)が少なく有意性を示すまでは至らなかった。

2 可視化と積極的な裁判官への質問と公判廷での被告人の自白否認の検証

公判準備段階での手続の可視化と積極的な裁判官への質問と自白調書に関する日米回答者の相関関係の分析では、米陪審員経験者には取調べを含む裁判関連全過程での可視化について質問し、日本人回答者には裁判員選任手続の速記による記録化について質問した。結果は、大過半数の日本人回答者が可視化の重要性に賛同した(審査員審理経験者71.5%、審理未経験者74.5%、日本人学生80.3%)。米陪審員経験者の大過半数も同様に、裁判手続での記録化について賛同した(陪審員経験者89.8%、未経験者87.9%、学生の陪審員経験者83.9%、未経験者

アンケート結果

注1: 回答者数は次のとおり。検察審査員(229人、そのうち137人が審理(審査)経験者)、日本人学生(607人)、ダラス陪審候補者(2,564人、そのうち1,011人が陪審員経験者)、米国学生(623人、そのうち31人が陪審員経験者)。

注2: (1) = 「はい」(賛成または同意)、(2) = 「どちらかといえば「はい」」、(3) = 「どちらともいえない」、(4) = 「どちらかといえば「いいえ」」、(5) = 「いいえ」(反対または不同意)。

⑩司法参加経験者の被告人証言と自白調書の信用性への意識調査結果

Q1 被告人の自白調書が提出されたにもかかわらず、被告人は強要されたとして無罪を主張する裁判が多い。こういう場合、自白調書が作成された過程と状況を詳しく知りたいと思う。

回答者	審理経験	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
日本人	検察審査員	有	73.5	24.2	0.8	0.8	
		無	60.9	30.4	6.5	0.0	2.2
	学生	無	71.1	20.2	5.2	2.2	1.3
アメリカ人	陪審員	有	54.2	33.2	3.2	6.4	3.1
		無	59.9	26.7	5.5	5.2	2.7
	学生	有	67.7	29.0	0.0	3.2	0.0
		無	68.8	20.8	5.1	3.0	2.3

Q2 このようなケースでは、被告人が無罪を主張しているのは、嘘をついていると思う。(日本人用)

回答者	審理経験	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
日本人	検察審査員	有	2.3	12.3	13.1	36.9	35.4*
		無	4.5	6.8	15.9	50.0	22.7
	学生	無	4.2	12.7	58.1	16.4	8.7

Q2 このようなケースで(被告人が無罪を主張しているのは)自白を強要されたからだと思う(For the above case, I believe that the defendant was forced to confess.)(アメリカ人用)

回答者	審理経験	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
アメリカ人	陪審員	有	5.0	19.3	28.5	25.5	21.8
		無	10.2	18.3	33.5	22.3	15.8
	学生	有	3.2	25.8	29.0	32.2	9.7
		無	9.7	32.0	36.8	16.3	5.1

* $p < 0.1$ (χ^2 (カイ二乗分布)を用いた統計上の有意性: 審理経験者と未経験者の違い)。

⑪自白調書の信用性と公判での被告人証言の矛盾に対する一般市民の意識調査結果

Q1 被告人の自白調書が提出されたにもかかわらず、被告人は強要されたとして無罪を主張する裁判が多い。こういう場合、自白調書が作成された過程と状況を詳しく知りたいと思う。

Q2 このようなケースでは、被告人が無罪を主張しているのは、嘘をついていると思う。(日本人用)

回答者	審理経験	(1)+	(2)	(3)	(4)	(5)	r	
日本人	検察審査員	有	24.2	35.5	0.0*1	0.0*1	0.0*2	-0.084
		無	37.5	38.1	20.0	100.0*1	0.01	-0.042
	学生	無	15.2	23.3	9.7	30.8	12.5	-1.02

Q2 このようなケースで(被告人が無罪を主張しているのは)自白を強要されたからだと思う(For the above case, I believe that the defendant was forced to confess.)(アメリカ人用)

回答者	審理経験	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	r	
アメリカ人	陪審員	有	28.2	21.9	15.6	15.7	6.6***	.277***
		無	31.0	28.1	13.1	16.5	24.4***	.160***
	学生	有	33.4	11.1	-(0)	100.0*1	-(0)	.236
		無	43.2	43.2	17.2	47.2	30.8***	.111

+ : いずれの質問も「はい」と答えた人のパーセンテージを表示。

*1: n=1, *2: n=2.

* $p < 0.1$, ** $p < 0.01$, *** $p < 0.001$ (γ を用いた統計上の有意性: 5ポイント・リカートスケールを使った順序変数の従属関連)。

⑫刑事裁判過程での可視化と評議における積極的な裁判官への質問の意識調査結果①

Q1 裁判員を選ぶ手続では、裁判官の質問も含め、進行をすべて速記して記録化すべきだ。(日本人用)

回答者	審理経験	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
日本人	検察審査員	有	42.1	29.4	9.5*1	7.9*1	11.1
		無	40.0	34.5	8.0	4.6	12.6
	学生	無	49.2	31.1	5.0	3.0	11.5

Q1 記録化すること(速記やビデオを含めて)はすべての裁判の手続において大切である(Recording (transcribing or videotaping) is important in all trial proceedings.)(アメリカ人用)

回答者	審理経験	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
アメリカ人	陪審員	有	71.9	17.9	2.0	4.9	3.4
		無	71.0	16.9	4.0	4.4	3.7
	学生	有	74.2	9.7	3.2	6.5	6.5
		無	62.8	23.2	4.7	4.2	5.1

Q2 裁判員になったら、裁判でわからないことは「説明してください」と裁判官に積極的に聞きたい(In discussing a verdict, jurors should utilize the judge to clarify questions/concerns.)。

回答者	審理経験	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
日本人	検察審査員	有	73.3	21.4	1.5	1.5	2.3
		無	62.9	28.1	3.4	3.4	2.2
	学生	無	56.4	30.4	4.3	3.0	5.3
アメリカ人	陪審員	有	75.5	18.2	1.3	2.2	2.8
		無	67.9	21.7	3.1	4.2	3.1
	学生	有	56.7	30.0	3.3	10.0	0.0
		無	55.7	28.4	7.7	3.9	4.4

*1: n=1

⑬刑事裁判過程での可視化と評議における積極的な裁判官への質問の意識調査結果②

Q1 裁判員を選ぶ手続では、裁判官の質問も含め、進行をすべて速記して記録化すべきだ。(日本人用)

Q2 被告人の自白調書が提出されたにもかかわらず、被告人は強要されたとして無罪を主張する裁判が多い。こういう場合、自白調書が作成された過程と状況を詳しく知りたいと思う。

回答者	審理経験	(1)+	(2)	(3)	(4)	(5)	r	
日本人	検察審査員	有	100.0	92.9	66.7	100.0	100.0%(2)**	.233
		無	92.7	84.0	100.0(2)	66.7(3)	100.0(2)	.350*
	学生	無	49.2	31.1	5.0	3.0	11.5	.328**

Q1 記録化すること(速記やビデオを含めて)はすべての裁判の手続において大切である(Recording (transcribing or videotaping) is important in all trial proceedings.)(アメリカ人用)

Q2 被告人の自白調書が提出されたにもかかわらず、被告人は強要されたとして無罪を主張する裁判が多い。こういう場合、自白調書が作成された過程と状況を詳しく知りたいと思う。

回答者	審理経験	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	r	
アメリカ人	陪審員	有	87.4	87.7	70.0	85.8	97.0	.115**
		無	88.5	84.9	79.1	85.1	73.2	.288***
	学生	有	95.6	100.0	100.0(2)	85.1	100.0(2)	.455
		無	91.9	84.1	86.2	85.2	95.9	.286**

Q3 裁判員になったら、裁判でわからないことは「説明してください」と裁判官に積極的に聞きたい(In discussing a verdict, jurors should utilize the judge to clarify questions/concerns.)。

Q4 被告人の自白調書が提出されたにもかかわらず、被告人は強要されたとして無罪を主張する裁判が多い。こういう場合、自白調書が作成された過程と状況を詳しく知りたいと思う。

回答者	審理経験	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	r	
日本人	検察審査員	有	73.3	21.4	1.5	1.5	2.3	.658**
		無	62.9	28.1	3.4	3.4	2.2	.405
	学生	無	56.4	30.4	4.3	3.0	5.3	.540***
アメリカ人	陪審員	有	89.1	84.1	53.9	90.9	74.1***	.233***
		無	90.6	84.2	53.3	68.7	78.1***	.414***
	学生	有	100.0	100.0	-	100.0	100.0	.235
		無	93.4	89.4	75.0	79.5	72.7***	.317***

+ : いずれの質問も「はい」と答えた人のパーセンテージを表示。

()内の数値はサンプル数を示す。

* $p < 0.1$, ** $p < 0.01$, *** $p < 0.001$ (γ を用いた統計上の有意性: 5ポイント・リカートスケールを使った順序変数の従属関連)。

86.0%)。

評議では、自白調書と被告人証言の矛盾点等について考察・討議されることは十分予想される。そして、裁判官に対して質問し説明を求める裁判員も多く出ることが当然考えられる。従来の審理では、裁判官は自白が法廷で否認されても、重大な客観的証拠でも提出されない限り自白の任意性を認める傾向が強かった²⁰。そして上記のような公判で難しい状況に遭遇した場合、ほとんどの日本人回答者は裁判員として、裁判官に積極的に質問して説明を求める前向きな姿勢を示唆した(審査員審理経験者94.7%、未経験者91.0%、学生86.8%)。同様な傾向はほかの米回国回答者でも見られた(陪審員経験者93.7%、未経験者89.6%、学生陪審員経験者86.7%、未経験者84.1%)。

可視化と自白調書の信用性や公判での被告人の自白否認への意識に対する γ を用いた分析では、審理経験のない検察審査員と日本人学生は、記録化の重要性への同意は自白調書作成過程への強い興味につながることがわかった($\gamma = .350, p < .01$ & $\gamma = .328, p < .001$)。多くの米国人回答者も同様な傾向を示し、全裁判過程での記録化(速記・ビデオを含めて)への同意は自白調書作成過程への高い関心度へつながった($p < .001$)。陪審員経験のある学生には有意性は見られなかったが、これはサンプル数が少なかったからであり、 γ は米国人4グループで一番高かった($\gamma = .455$)。さらに日米両国の回答者は自白調書作成過程への関心度が高くなるほど、裁判官への質問や説明を求める姿勢が強くなることもわかった(γ がすべてポジティブ)。さらに、サンプル数が少ない陪審員経験のある米国人学生と審理経験のない検察審査員を除いたグループで、同様な統計的な有意性が見られた($p < .0001$)。

これらの調査結果からは、自白調書と被告人証言が矛盾する状況では、日米回答者のほとんどが自白調書作成過程への関心が高くなり、質問や説明・対応を積極的に裁判官に求める強い姿勢がうかがえた。これらの調査結果は、被告人の自白調書の任意性や信用性に問題がある場合、一般人の裁判員の積極的な質問や説明を求める行動を通じて、裁判官との評議において少なからず市民の意識や良識が反映される可能性があることを示唆している。

3 裁判員制度へ向けての課題

しかし、虚偽自白をなくし冤罪を生まない裁判員制度にするためには、さらなる改革が必要である。2006年から日本の警察庁は、録音録画導入ではなく供述調書の全ページに指印を求めるように各都道府県警察に指示、2007年3月までの半年間警視庁の2署と各道府県警の各1署で試行した²¹。自白強要で信用性に問題がある調書に対し、各ページに指印があれば信用性を高めると考えること自体問題である。国連の自由権規約委員会は1998年に、検察ではなく警察留置場での取調べ可視化を勧告したが、警察庁は裁判員裁判導入後も現在の自白調書偏重の慣例を踏襲したい姿勢がうかがわれる²²。

アメリカでは、逮捕されてから一兩日中に被疑者は裁判所へ出頭し、弁護人が選任された後は弁護人の了承が得なければ取調べはできない。セントラルパーク・ジョガー強姦事件のように、わずか数日で虚偽自白に追い込まれ冤罪被害者となる若者や黒人に対するアメリカの取調べの過程と比較しても、日本のように23日間勾留期間が続く代用監獄制度のもとでは、取調べが可視化されても虚偽自白を生む構造的・環境的要因は存続されることになる²³。日本では、ひとたび自白すれば、さらに連日取り調べられ、虚偽自白が次々とビデオ録画され積み重ねられていく危険性がある。まして裁判で全ビデオを再生することは時間的に見ても不可能である。たとえ取調べ全過程が録音録画されても、最長23日間も代用監獄に拘束され、さらに再逮捕されれば期間延長を余儀なくされ、さらに警察・検察はいつでも取調べをすることができ、被疑者はそれを拒むことができない環境では、虚偽自白の可能性は無限大に広がる。

現行での取調べ全過程のビデオ録音は編集を余儀なくし、「編集者の意図」が少なからず反映する危険性があり、勾留期間を短縮し取調べ時間を制限する制度を設けなければならない。そして取調べの際、被疑者が弁護人を依頼したときは弁護人の立会いを認めることが必要となり、弁護人が選任されるまで取調べを拒むことを可能にしなければならない。2006年10月から起訴前に国選弁護人を付ける「被疑者国選弁護制度」が一定の重大事件において新たにスタートした。しかし、誰でも国費で弁護する支援制度ではな

く、被告人・被疑者には資力申告書提出が義務づけられ、資産が50万円に満たない者にのみ希望すれば国選弁護人を付ける制度である。日本司法支援センター(通称「法テラス」)が行う業務のひとつで、国選弁護人となる弁護士と契約、候補者の指名、裁判所への通知、国選弁護人への報酬・費用の支払いなどの業務を行う²⁴。

ここでは、国選弁護人の能力やサービスの質が問題になる可能性がある。アメリカの公設弁護人(public defender)制度では、報酬がほかの私選弁護士と比べ少なく、また公設弁護人の報酬が担当事件数に関係なく設定される場合や、ケースごとに報酬がもらえる制度もあり、抱えきれないほどの多くのケースを抱え報酬は増えるが、個々のケースでの弁護活動の質の低下にもつながっている²⁵。十分な弁護士体制を整えるためには、報酬制度の充実が不可欠になるだろう。

公判においては、陪審制と同様に審理冒頭での冒頭説明や審理後の最終説明を公開法廷で行う必要がある。公判で被告人が自白強要の事実を強く主張した場合、一般人裁判員の取調べ過程への関心度は高くなり、裁判官に積極的に質問し説明を求める姿勢がうかがえることを踏まえて、裁判官の説明や影響を可視化させ、さらに適切な事実認定原則の統一的な説明が行われることが必要になる。そして客観的な証拠から有罪性を検討し、自白の検討に入るべきことを十分に説明する必要がある。

最後に

多くの冤罪事件に関わり、現在も神戸で起きた酒鬼薔薇事件について冤罪事件と主張する後藤昌次郎氏は、自著の『冤罪』の冒頭で次のように述べている。「冤罪は、いうまでもなく、天災でなく人災である。……戦争とともに、国家という最高権力しかなしえない、おそろしい人災である」と²⁶。検察や裁判所を一般人が法的拘束力を持ってチェックする機能を持たない日本では、司法官僚つまり「官」が最終的判断をするという図式は裁判員制度が導入されても変わらない。たとえば、裁判員裁判で「無罪評決」が出ても、アメリカ陪審制のようにそれは裁判の最終決定(finality)ではなく、検察官が事実認定の誤りを理

由に上訴することが許され、刑事事件の最終決定権は従来どおり職業裁判官が持つことになる。

今回の裁判員制度導入は、一般人の良識とチェック感覚を直接法廷に吹き込む画期的な本来のオムブズマン的な役割を担った制度として期待されている。そして現在の司法官僚制度のもとでの刑事事件の「流れ作業」に対し、一般人の市民感覚と良識が裁判官との協同評議に反映され、冤罪防止に貢献することも期待されている。日米の調査結果では自白調書の任意性や信用性に問題がある場合、一般市民は調書の作成過程に強い関心を示した。そして日本の司法参加経験者の大半は、被告人の無罪主張を信用する傾向を示し、さらに裁判官に質問し説明を求める積極的な姿勢を示した。しかし、実際にこのような一般市民の感覚や行動が職業裁判官の意見や「説得」にどのような影響を与えるのか、今回の調査ではまだ明らかではなく、さらなる研究が必要である。裁判員制度を国家権力への国民チェック機関とするために、これからさらなる裁判員制度の研究と国民司法参加の社会的意義と実践について積極的な啓発活動をしていかなければならない。

* 本稿は、早稲田大学法科大学院の四宮啓教授、専修大学大学院の田村直子氏、全国検察審査協会連合会理事の平山喜一氏の協力を得て、カリフォルニア大学パシフィック・プロジェクトからの研究費と安倍フェロシップを通して著者らが行った日米共同研究によるデータに基づいている。ただし、本稿についてのすべての責任は著者らにある。

- 1 河野義行「松本サリン事件、えん罪、虚報はいかに作られるか」(近代文芸社、2001年)103頁。
- 2 「滋賀県警が窃盗事件で誤認逮捕」毎日新聞2005年6月10日。
- 3 「誤認逮捕：強姦罪で2年服役の男性、誤認逮捕と判明富山」毎日新聞2007年1月20日。
- 4 Daijiro Yasuda, 2005, "One aspect of criminal justice in Japan: Confessions," at http://law.anu.edu.au/anjel/documents/23Feb2005Conf/Yasuda2005_OneAspectOfCriminalJusticeInJapan.pdf.
- 5 小田中聡樹「冤罪はこうして作られる」(講談社新書、1993年)。
- 6 Hugo Bedau & Michael Radelet, 1987, "Miscarriage of justice in potentially capital cases," *Stanford Law Review*, 40:21-179.
- 7 id, 57, Table 6.
- 8 Samuel R. Gross, et al., 2005, "Exonerations in the

United States 1989 Through 2003," Journal of Criminal Law and Criminology, 95, 523-560, 544.

9 id, 545.

10 Huff, Rattner, & Sagarin, 1996, *Convicted but Innocent*, CA:Sage Publication, p.64.

11 Richard Leo & Richard Ofshe, 1998, "The consequences of false confessions," *Journal of Criminal Law and Criminology*, 88, 429-496.

12 *Miranda v. Arizona*, 384 U.S. 436 (1966).

13 伊藤和子『誤判を生まない裁判員制度への課題』(現代人文社、2007年) 22~23頁。

14 前掲注6論文。

15 前掲注13書72頁。

16 黒沢香・庭山英雄(編訳)『マクマーチン裁判の深層—全米史上最長の子ども性的虐待事件裁判』(北大路書房、2004年)。

17 "Press Release," October 2, 2006, at <http://www.ccfaj.org/documents/press/Press05.pdf>.

18 Frederic Tulsy, 2007, "Review of more than 700 appeals finds problems throughout the justice system," *Mercury News*, January 22.

19 毎日新聞2007年1月24日。

20 前掲注5書。

21 「供述調書、全ページに指印——裁判員制度に向け9月試行——警察庁」時事通信2006年8月1日。

22 中山博善「被疑者取調べの意義・根拠と可視化の是非」*金沢法学*48巻2号(2006年)31頁、注3。 http://dspace.lib.kanazawa-u.ac.jp:8080/dspace/bitstream/2297/3141/1/nakayama_h.pdfを参照。

23 セントラルパーク・ジョガー事件では1989年に若い白人女性をレイプされ、警察・検察は集団レイプと推定。14歳から17歳までの5人の黒人少年を逮捕、自白が録画され全員が有罪となった。後に別人の単独犯行と解り2002年に全員が釈放された。"One corroborated confession beats five uncorroborated ones," 2003, at http://www.law.northwestern.edu/depts/clinic/wrongful/exonerations/McCray_NY.htm.

24 日本司法支援センターのホームページ、<http://www.houterasu.com>を参照。

25 Samuel Walker, Cassia Spohn, and Miriam DeLone, 1999, *The Color of Justice*. CA:Wadsworth, pp.129-134.

26 後藤昌次郎『冤罪』(岩波新書、1979年) 1頁。



交通法科学研究会 総会・記念シンポジウムのお知らせ

【日時】 2007年9月29日(土)

13:00 総会

14:00 総会記念シンポジウム

「自動記録装置(ドライブレコーダー等)による映像技術を用いた交通事故解析の展望と問題点」(仮)
——パネリストとして、法律実務家、研究者等数名を予定。

【場所】 東京都内

詳細は、交通法科学研究会のウェブサイト (<http://www.kohtsu-hokagaku.com/index.html>) でお知らせします。

【お問合せ】

交通法科学研究会事務局(高山法律事務所内)

TEL:03(5275)1180 FAX:03(5275)1185

2007年少年法改正で 非行法制はどのように再編されたか 触法事件に即して

若穂井 透 弁護士

わかほい・とおる
1947年生まれ。1970年中央大学卒業。司法研修所第25期修了。1973年弁護士登録。日弁連子どもの権利委員会事務局長(1990年から1993年)、法制審議会少年法部会委員(1998年、2004年)などを歴任。現在、日本社会事業大学教授。主要著作に、『子どもたちの人権』(朝日新聞社、1987年)、『少年事件を考える』(共著、朝日新聞社、1989年)、『少年法改正の争点——司法福祉と児童福祉の課題とは何か』(現代人文社、2006年)などがある。

はじめに

触法少年をめぐる少年法等改正案が国会で可決成立した。

改正の内容を新聞記事で紹介すると、本(2007)年4月19日に衆議院本会議で可決された少年法等改正案について、翌日の読売新聞が「警察に強制調査権」「12歳でも少年院へ」「心の闇解明へ一歩」という見出しで報道した後、5月4日付朝日新聞が「低年齢路線に限界」「小学5年でも少年院」という見出しで、凶悪事件で加害児童の年齢に驚くたびに改正を繰り返してきた少年法は、低年齢化路線で突き進める限界にきていると報道した。

次に5月25日に参議院で可決成立した少年法等改正について、翌日の読売新聞は「12歳前後少年院送致も」「新たに矯正教育」という見出しで報道するとともに、小学生を厳しい規律の下で処遇するのは不適切との批判があるため、法務省は主に小学生を対象にした矯正教育プログラムを赤城(群馬県)、和泉学園(大阪府)など8カ所の少年院に導入する方針で、「親代わり」の役割を果たす男女1組の教官と精神科医がチームを組んで指導にあたり、児童自立支援施設に近い家庭的な処遇をめざしていると解説した。また毎日新聞は「厳罰化加速に賛否」「警察調査権、事実誤認の恐れも」という見出しで報道するとともに、家裁が実際に14歳未満に少年院送致を選択するケースは重大な殺人事件などきわめて限定されたケースと見

られ、法務省も「あっても年間で数件程度だろう」と予測、むしろ問題は刑事責任を問えない14歳未満の少年(触法少年)に対する警察当局による調査権限で、衆参両院での議論は少年院送致の下限年齢に多くが費やされたが、「警察の関与のほうに影響は大きい」と指摘する関係者が多くと解説した。さらに朝日新聞は「改正少年法が成立」「12歳でも少年院」「警察に調査権限」という大きな見出しで報道するとともに、小学生を含む低年齢層の行為に厳しく対処する内容になっていると解説した。

マスコミの報道内容は、少年院法の改正による少年院送致年齢の引き下げ、少年法の改正による警察への調査権限付与といった各論に重点が置かれていたが、私は、触法少年と警察、児童相談所、家庭裁判所、保護観察所、児童自立支援施設(旧教護院)、少年院をめぐる非行法制(児童福祉法、少年法、少年院法、犯罪者予防更生法など)の全体的な再編——権力側からの構造改革——という視点から今般の改正を検討すべきだと考えている。

そして結論を先に述べれば、2000年の少年法改正は、犯罪少年について原則逆送制度を導入し、殺人など重大事件を犯した16歳以上の犯罪少年に関して、刑罰優先主義に転換し、保護処分優先主義を大きく見直したが、それに引き続いて2007年少年法改正は、14歳未満で殺人など重大事件を犯した触法少年に関して、警察の介入を合法化するとともに、児童福祉優先主義を大きく見直し、保護処分優先主義へ